

## 主権者意識を高め、社会参画を目指す 社会科の授業

～自分の考えをもち、表現する活動を通して、社会参画意識を高められる授業～

1. 研究主題
2. 主題設定の理由
3. 指導観
4. 研究の目標
5. 研究仮説と手立て
6. 仮説の検証・授業の実際
7. 研究の成果と課題

大塚 猛史 (オオツカ タケシ)

第4部会・八街市立八街中学校

### 1 研究主題

主権者意識を高め、社会参画を目指す社会科の授業

～自分の考えをもち、表現する活動を通して、社会参画意識を高められる授業～

### 2 主題設定の理由

#### (1) 社会的背景から

選挙年齢が満18歳以上に引き下げられたことで、高校3年生で有権者となる。しかし、総務省と文部科学省の調査によると「私個人の力では、政府の決定に影響を与えられない」という考え方について、日本の高校生の80.7%が「全くそう思う」もしくは「そう思う」と答えている。この調査は韓国の55.2%、中国の43.8%、米国42.9%の回答と比べ高い割合になっている。

また、総務省の調査によると国政選挙の年代別投票率は、以下の通りである。

	令和3年10月 第49回衆議院議員選挙	令和4年7月 第26回参議院議員選挙
10歳代	43.2%	35.4%
20歳代	36.5%	33.9%
30歳代	47.1%	44.8%
40歳代	55.5%	50.7%
50歳代	69.2%	57.3%
60歳代	71.4%	65.6%
全年代	55.9%	52%

いずれの選挙でも他の年代と比べて、若年層の投票率が低い水準にとどまっていることから、文部科学省や総務省では、特に若年層への選挙啓発や主権者教育に取り組むとともに、関係機関等と緊密な連携を図り、投票率の向上に努めている。

また、2022年度より高校では「公共」の学習が始まっている。この「公共」では生徒が、「自分だったらどうするか。」を考えなければならない。社会の一員として物事を考える時間を設けるということである。今の子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えると予想される。このような中で新設された「公共」は、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係などに関わる諸課題を追究したり、解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成するものとなっている。

そこで中学校では、主権者教育を行っている。主権者教育とは選挙の投票率を上げることを目的に行うものではない。主権者として子どもたちに身につけさせるべき資質とは、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていくことである。社会科の学習においても、教員の板書や教科書の内容を追うだけでなく、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深める機会をもつことが重要であると考える。

## (2) 学習指導要領から

本研究は、平成29年3月に告示の中学校学習指導要領の社会科〔公民的分野〕の目標(2)「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。」と目標(3)「現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自國を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。」に関連している。

現代社会に見られる課題を多面的・多角的に考察する力は、よりよい社会を築くために必要なものである。資料から現代の社会的事象に関する情報を収集し、その中から何を基準として必要な情報を選択し、それを用いてどのようなことを考え、どのような根拠で結論を導き出し

たのかを具体的、論理的に説明するなどして、第三者に分かりやすく効果的に示す力を身に付けさせたい。

### (3) 印教研究主題から

よりよい社会の実現に寄与する「生きる力」を培う社会科学習  
～自ら課題を見いだし、自らの考えを表現できる児童生徒の育成を目指して～

現代社会は変化が激しく、何事も予測困難な時代に突入している。しかし人には、どのような状況に置かれても、人生や社会をよりよいものにしていく力があると考える。将来の日本の発展を願うならば、現代の子どもたちの力が必要不可欠である。そのため、子どもたちが物事を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをもち、行動に移す力を養っていく必要がある。

社会科の学習においても、自分の意見をもち、それを他の人に説明したり、他者から意見を聞いたりして、考えを深める機会をもつことが重要である。研究主題にあるような力を育むために、社会科の授業を基礎として、学校全体を通して「生きる力」高めていかなければならぬ。

### (4) 生徒の実態から

本校は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、成田国際空港から10kmの位置にある。東は山武市に接し、西は佐倉市に、南は東金市・千葉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接している。市の中央部は、市街地が形成され周囲には平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部及びに北部に水田地帯が点在している。生徒には以下のようなアンケートを実施した。

#### ①社会科の学習は好きか。

好き = 17.4% やや好き = 38.3% やや苦手 = 27.9% 苦手 = 16.4%

#### ②社会科の授業で調べることは好きか。

好き = 48.9% やや好き = 30.0% やや苦手 = 13.3% 苦手 = 7.8%

#### ③社会科で自分の考えをまとめる作業は好きか。

好き = 12.2% やや好き = 38.3% やや苦手 = 38.9% 苦手 = 10.6%

#### ④社会科で発表することが好きか？

好き = 10.3% やや好き = 25.2% やや苦手 = 34.7% 苦手 = 29.8%

#### ⑤世の中で起きている出来事やニュースに興味があるか？

ある = 15.5% ややある = 38.8% あまりない = 33.9% ない = 11.8%

#### ⑥グループで調べたり、自分の意見を共有したりする活動は好きか？

好き = 17.2% やや好き = 44.4% やや苦手 = 27.8% 苦手 = 10.6%

この調査の結果から、本校の生徒には以下の課題があると分かった。

#### 【課題①】社会への関心は低い。

情報社会を生き抜いていくためには、より多くの情報を得て、自分事として捉え考える必要がある。そのため、情報を自ら入手しようとする姿勢が重要である。しかし⑤の質問に対する回答結果は、「あまりない」・「ない」と答える生徒が45.7%となっている。授業に社会科があるから勉強はするが、世の中で起きている出来事やニュースに関心を高くもち、生活している

とは言えない状況である。また、興味があると答えた生徒も、情報を多角的に捉え、考えられている生徒が多い訳ではない。

#### 【課題②】自分の意見に対して自信を持っていない。

③の質問で「自分の考えをまとめる作業は好きか」という質問に、「好き」・「やや好き」と答えた生徒は、50.5%であった。決して低い数字ではないが、逆に考えると約半数の生徒は「やや苦手」・「苦手」と感じている。周りの仲間に自分の考えを聞いてほしいと思えるまでの自信がもてていないことが分かる。生徒の何気ない発言や考えを見過ごさず、授業を展開していくことも課題である。

#### 【課題③】自分の意見を共有することが苦手な生徒が一定数いる。

課題②にもあるように、自分の考えをまとめることに苦手意識をもつ生徒が半分近くいる。自分の考えが形成できていないため、それに比例し⑥の質問で、グループでの意見共有に苦手意識をもつ生徒も38.4%という割合になっている。自分の意見に根拠をつけて他者に伝えることが楽しいと感じられるようにしていきたい。

#### 【課題④】課題①～③を踏まえ、世の中の動きを第三者的に捉えている生徒が多い。

社会科の授業は好きという生徒は4割近くいるが、授業以外で社会科に興味関心が高いかと言われるとそうではない。自分の考えが形成できていなければ、どのように行動しようかと考える余地も生まれてこない。課題①～③までの結果から、主権者意識も決して高くはないと感じた。自分の考えや行動が、社会に影響を与えるかもしれないという意識が薄いので主権者意識は低いのではないかと考える。

### 3 指導観

以上の理由から、自分の考えをまとめたり、発表したりすることへの苦手意識を改善し、社会への関心も高めていく必要がある。そうしなければ、生徒が社会に参画する際に、物事を様々な視点から考える力や、自分の考えに根拠をもち説明する力が高まりづらい。そして、社会科に苦手意識をもってしまい、社会での出来事を自分事として捉えることができないだろう。社会に触れ、考え、自分の意見をもつ授業実践を積み重ねて、やがては主権者として活躍してほしいと願っている。

本研究で述べている「主権者意識」は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者という考え方で定義したい。

主権者育成として求められる教育は、社会の出来事を自ら考え、公正に判断し主体的に行動する主権者を育てること、つまり当事者意識を高めることである。小学校社会科だけでなく、家庭科や特別の教科道徳、特別活動などを通じて、また、中学校でも、様々な教科から必要な資質能力を育んでいる。中学生の段階で主権者意識をより高め、身につけさせ、子どもから大人に至るまで、学び続ける主権者を育成する必要がある。学習内容も知識学習にとどまらず「自ら考え、判断する学習」の取り組みを進めていくべきである。さらに、考える力を醸成しても、世の中の事象に関心をもたなければ、社会参加、政治参加は進まない。社会の問題に対し自分なりに捉えて、他者の異なる考えを受容しつつ、解決策を考えていくことで、社会との関わりを実感し、関心を高めて、主権者意識を向上させたい。これから時代は、子どもから

大人まであらゆる年代に対して、継続した主権者教育の機会を設定すべきであり、自身の生活や地域等の身近な問題から、最終的には社会全体の問題に至るまで年代に応じた題材を扱い、考える力、判断する力、行動していく力を醸成する多様な取り組みが求められる。

(総務省『自立した主権者を目指して』より一部抜粋)

今回の研究で扱うのは、裁判員制度である。主権者と言えば「政治」のイメージが強いが、中学校で政治を扱う際は、政治的な中立が求められる。特定の政党を取り上げたり、生徒の家庭環境なども考慮したりする必要もあり、扱いが難しい側面がある。よって裁判員制度を取り上げ研究を進めたい。裁判員制度が平成21年に開始されてから、12年が経過した。千葉県内での裁判員事件数は、12年間累計で1510件と全国でトップとなった。(2022年時点)裁判員に選ばれる選任率も4.6%と、東京都と並び全国トップである。裁判では、法廷に提出された証拠に基づき、どのような事実があったのかを判断する。同じ証拠であっても、それをどのように判断するかは人によって異なる。将来、生徒が裁判員に選ばれる可能性があるので、まずは自分の考えをしっかりとたせていきたい。仮にその考えに根拠が示せず、抽象的な内容であっても、最初は構わない。なぜなら、仲間と考えを共有する時間を設け、証拠一つとっても、様々な見方ができると気付くことが重要であるためだ。裁判員制度を題材にし、社会を構成する一員であるという、当事者意識をもたせていきたい。

#### 4 研究の目標

裁判を題材として、自分の考えをまとまり、根拠を提示して説明する力を高めたり、仲間の考えを聞き物事を様々な視点から考えたりする力を高める。そして、自らも社会を構成する一員であるという「主権者意識」を向上させる。

#### 5 研究仮説と手立て

##### 【仮説1】

生徒にとって身近な題材を利用すれば、興味関心がより高まり、自分の考えをもつことができるだろう。

##### 手立て NHK For School の動画を活用する

教材研究をする際、学習内容を生徒の身近なことに、置き換えるかが重要である。授業内では、NHK For School の動画をよく見せている。その中に「三匹の子ぶた裁判」という題材がある。「三匹の子ぶた」は、多くの生徒が知っている内容であり、興味をもつことができる。「三匹の子ぶた」と既習事項の「裁判員制度」をかけ合わせ、自らが裁判員となり同じ立場に立ち、事件を多面的に考えることに主眼をおき模擬裁判を行う。

##### 【仮説2】

自らの考えをもったうえで、異なる意見の人と討論すれば、新たな視点が生まれ、多様な価値観にふれ、主権者としての視野も広がるだろう。

##### 手立て 4人のグループで討論を行う。

実際の社会において、他者と考えが異なることはよくある。また、生徒の中には自分の先入観に固執して、都合の良い証拠を提示して、説得力をもたせようとする者もいるだろう。自分

の考え方と異なる他人の意見を排除するのではなく、向き合い、討論することで、自分の意見を見つめ直すことができると言える。討論は、言い負かしではなく、考える視点を広げるための手立てであると認識してもらいたいたいため、討論を設定した。

## 6 授業の実際・仮説の検証

### 【授業の実際① 模擬裁判の視聴、有罪・無罪の判断】

公民分野には、裁判所や三権分立に関する単元があり、その中で裁判員制度について学習している。それらの学習が一段落したうえで、裁判員制度について身近に感じるため、「三四の子ぶた裁判」を視聴した。視聴の際に、自分なら有罪か無罪かどちらにするか、意識してみるよう声をかけた。内容は、ドラマ仕立てになっており、ほとんどの生徒が興味をもち、反応し、楽しみながら視聴していた。

### 【授業の実際① 仮説1】

生徒にとって身近な題材を利用すれば、興味関心がより高まり、自分の考えをもつことができるだろう。

視聴後は、ワークシートに有罪か無罪か、自分の意見を記入させた。先に述べた通り、まずは自らがどのように思ったのかを大切にさせるため、友だち同士で判決を決めるのではなく、個人でワークシートに取り組ませた。以下がそのデータである。

#### 生徒A

#### 生徒B

○有罪か無罪かを判断しよう。

判決…有罪

判決の理由

检察官の証言から計画性のある行動だと思ったから

判決…無罪

判決の理由

・理性を感じられない

。

#### ワークシートの結果（模擬裁判に参加した生徒33人）・討論前

有罪………14人

理由・おおかみを殺したことには変わりないから。

- ・タイミングよく大量の湯を沸かしていたから。
- ・過剰防衛。
- ・殺してしまうことは正当防衛にならないから。
- ・検察官からの証言から計画性のある行動だと思ったから。

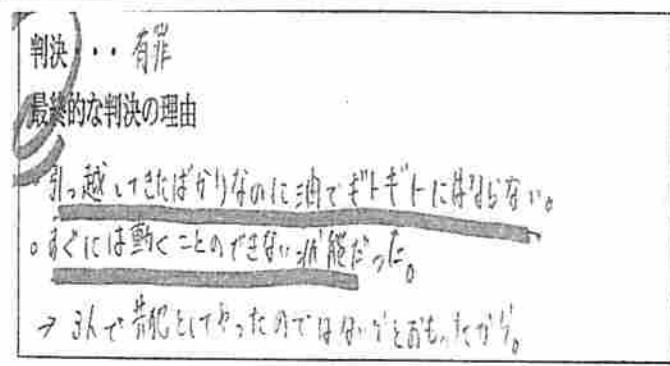
無罪………19人

理由・計画してもリスクが大きすぎるから。

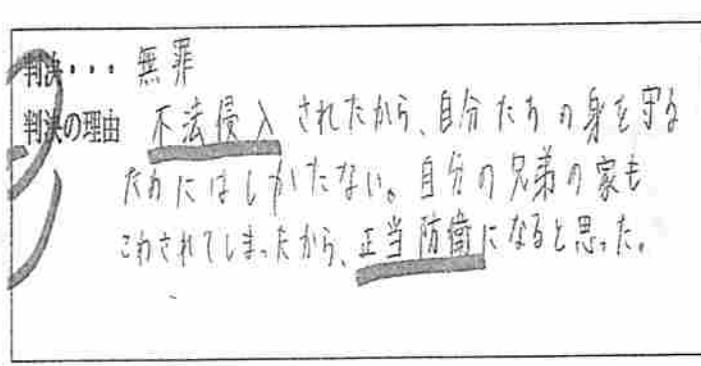
- ・不法侵入されたので、自分たちの身を守るために仕方ないから。
- ・今回の場合は正当防衛にあたるから。
- ・有罪と断定できるほどの決定的な証拠はないと思ったから。
- ・自分の家族を守るために仕方ないから。

興味関心をもち動画を視聴できていたこともあるってか、全ての生徒が、判決を考え理由も記入することができた。しかし、根拠を提示し考えを述べている生徒は多くなかった。例えば、生徒Aは、「検察官の証言から、計画性のある行動だと思ったから」と記入している。ただ、検察官のどの証言に計画性を感じたのか、具体的かつ根拠を示すようなことが書かれていな。また、生徒Bは「計画性を感じられない」と記入しており、こちらも根拠を示すことができていない。自らの考えをもつことはできているが、表面的なものになっており、建設的な考え方をしている生徒は多くなかった。そのような中で、次のように判例を示すような生徒もいた。

### 生徒C（間接証拠という判例を引用）



### 生徒D（正当防衛が認められた判例を引用）



実際の社会で行われた裁判での判決を調べ、その結果をもとに考えをまとめた生徒もいた。生徒Cは、「間接証拠」という判例を引用したものである。「証拠不十分」であっても、その状況から犯罪行為を立証できる「間接証拠」という判例を引用した。引っ越してきたばかりの家に油がまみれていた不自然な環境、法廷では1人で持ち上げられなかった岩が持ち上げられていた状況から、子ぶたが共謀して、岩を3人で持ち上げ、オオカミを殺害した可能性が高いことを示した。

また、生徒Dは、正当防衛が認められた判例を引用した。簡潔に「不法侵入」という表現をしているが、そのような判例を示した。このことから、子ぶたの行動は正当防衛であると立証した。簡潔ではあるが、論理性はあると言える。他にも「正当防衛」という表現ではないが、無理やり家に入ってくるのが、そもそも駄目と書いた生徒も数人いた。

このように実際に起きた事例は、どれもショッキングな事件ではあったが、他の判例も参考にして、自分たちで裁判を考えていく必要があるという緊張感も生まれていた。

### 【授業の実際②・討論会】

興味関心をもち動画を見ていた。先ほど述べたように実際の判例をもとに考えをまとめられている生徒もいた。しかし、生徒の大部分は、建設的な意見とは言い難く、証拠について十分考えられている生徒は少なかった。様々な視点で考えることができておらず、思い込みもあり、表面的な考えを述べているものになってしまった。そこで次の活動である。

### 【授業の実際②・仮説2】

自らの考えをもったうえで、異なる意見の人と討論すれば新たな視点が生まれ、多様な価値観にふれ、主権者としての視野も広がるだろう。

物事を考える視点を広げるために、4人ほどのグループを作り討論会を行った。仲間と考え

を共有したり意見を伝え合ったりすることで、新たな視点に気付くことができていた。また、事前アンケートに「発表することが好きか」という項目があったが、興味関心が高い内容でかつ、少人数での討論会のため、発表することへの抵抗も小さくでき、意見のやりとりが見られた。以下がそのワークシートの内容である。

### 生徒 E

○グループで意見の交流をし、グループ内の判決を出そう。

判決…有罪

判決の理由

鍋に落としたときに恐怖感半断たれたりしてない  
鍋に落としたときに恐怖感半断たれたりしてない

### 生徒 F

○グループで意見の交流をし、グループ内の判決を出そう。

判決…有罪

判決の理由

過剰防衛。

殺すじふさげはされ。

もうすことはない。

石ももない。

くる

かがいしい

○最終的な自分の判決は？（判決は変わった or 判決は変わらなかった）

判決…有罪

最終的な判決の理由

鍋に落としたときに恐怖感半断たれたりしてない  
計画性がある。

○最終的な自分の判決は？（判決は変わった or 判決は変わらなかった）

判決…無罪

最終的な判決の理由

過剰防衛とは思えない。

オナホを殺さうとしていたが、それが出来ないという  
状況においてあるわけない。

### 考えが変わった生徒 G

○最終的な自分の判決は？（判決は変わった or 判決は変わらなかった）

判決…有罪

最終的な判決の理由

有罪になりそうだと思えさせて、鍋は落とした  
思っていた。詰め合はれて殴られただけで危険は  
ない。

### 考えが変わった生徒 H

○最終的な自分の判決は？（判決は変わった or 判決は変わらなかった）

判決…無罪

最終的な判決の理由

鍋に落としたときに恐怖感半断たれたりしてない。

殴っていたことを認めてあればそれでいいと認  
めたがいいはず。神奈ちゃんにいたる。

### ワークシートの結果（模擬裁判に参加した生徒 33 人）

有罪………15人

理由・周りの意見から鍋が落ちるように仕向けたと思われる行動があり、計画性があると自信がもてた。

- ・周りの意見を聞いて子豚が計画性があると確証がもてた。
- ・過剰防衛の意見が班の中で多かった。
- ・正当防衛にならない理由を聞いて納得できた。
- ・「冷静さ」という意見に共感できた。

無罪……… 18人

理由・検察の憶測であるという意見が班の中で出た。

- ・いろんな意見があった中で、おおかみの行動がやりすぎではないかと確信した。
- ・正当防衛が認められるのではないかという意見が多かった。
- ・決定的な証拠がないと有罪とは言い切れない。
- ・計画的な犯行だという意見もあったが、偶然で片付けられるものもあったし、一概に有罪とは言えない。

意見が変わった生徒……… 8人

理由・有罪だと思う人たちの意見を聞いて納得した。

- ・話し合いで出た意見に深く共感した。
- ・検察官の証言をもとに班員の意見を聞いて計画性があると思った。
- ・現場の状況を班員で改めて整理してみると計画性は感じられなかった。

このような討論の中で、他者の意見に言い返せない生徒も一定数存在した。最初の段階で表面的な意見しか述べられていなかった生徒も、仲間の意見を聞き、なぜ有罪なのか、無罪なのかを具体的に述べられる生徒が増えた。また、最初の考えから討論を経て、有罪から無罪へ、無罪から有罪へと判決が変わった生徒もあり、新たな見方をもてた生徒もいた。

討論を通して新たな視点に気付くだけでなく、多くの生徒が仲間の意見に耳を傾ける姿勢も見られた。物事を一つの視点(自らの視点)だけでなく、他者の考えを聞くことにより、判決は変わらずとも様々な角度から物事を考える時間にできたと考える。

#### 学級全体での意見共有（模擬裁判に参加した生徒 33人）

討論を終えた後は、各グループで出た意見を学級全体で共有する時間をとった。判決に説得力をもたせるため、グループ内で出てきた意見をまとめ、根拠を提示し発表する生徒が多く見られた。また、どんな意見が出てくるのだろうと、楽しみな表情を浮かべている生徒が多かつた。発表者の発言にうなずいたり、新たな視点に関心したりする生徒の様子もあった。

無罪	有罪	無罪	自分のみを守るために
パーティなのに家を吹き飛ばしているのはおかしい。	石を置いた時点でアウト	どちらにしろ私はカレンダーに隣のパーティーと書いていたから食べるつもりでした	兄弟の家も壊されたし、自分の身を守るために
計画性があるかないかで有罪無罪が決まるという前提なら、計画性があるという決定的な証拠がないと感じたので、無罪だと思う。	過剰防衛 我まで机に入れる事はない。爆弾から落ちたなとひるんだ間に落すだけいい	正當防衛だと思った	今度の事件が起こる前に、トンネルの穴をあけたときは危険だと感じたので、今回の行動は正当防衛だと思った

## 【仮説の検証・数的な変化】

### 模擬裁判後のアンケート

#### ①社会科の学習は好きか。

好き = 22.5% やや好き = 40.5% やや苦手 = 25.7% 苦手 = 11.3%

#### ②社会科の授業で調べることは好きか。

好き = 49.9% やや好き = 33.0% やや苦手 = 10.3% 苦手 = 6.8%

#### ③社会科で自分の考えをまとめる作業は好きか。

好き = 13.2% やや好き = 39.3% やや苦手 = 37.9% 苦手 = 9.6%

#### ④社会科で発表することが好きか？

好き = 13.7% やや好き = 30.2% やや苦手 = 29.7% 苦手 = 26.4%

#### ⑤世の中で起きている出来事やニュースに興味があるか？

ある = 25.2% ややある = 46.1% あまりない = 19.3% ない = 10.3%

#### ⑥グループで調べたり、自分の意見を共有したりする活動は好きか？

好き = 21.2% やや好き = 47.4% やや苦手 = 23.8% 苦手 = 7.6%

このことから、社会的関心は増加し、発表に苦手意識を感じる生徒が減ったことは、自分の意見に自信をもてた生徒が増えたことを示している。以下は、模擬裁判をした後に行ったワークシートの内容である。

生徒 I

生徒 J

「裁判員裁判」の際に大切なことは何だろう？  
将来、裁判員に選ばれたらどのように臨む？  
それぞれの証拠を比べて、間違いのない判決を下す  
ことが大切だと思った。  
裁判員に選ばれたら、あくまで選ばないほうに  
証拠をちゃんとメモして、いろんな角度から考えて  
判決を下したいと思った。

「裁判員裁判」の際に大切なことは何だろう？  
将来、裁判員に選ばれたらどのように臨む？  
被告人に対して、今後の人間のために、公平判決、  
より適切な意見が下すようにと思う。将来、裁判員に選  
ばれたら、被告人に対してより意見が下せないように思ひます。

### ワークシートの結果（模擬裁判に参加した生徒33人）・模擬裁判を終えて

- 自分好みではなく、自分とは真逆の考え方を尊重する必要があると思った。
- 被告人にとって今後の人生のためによりよい判決、より適切な意見を出すことが大切だと思う。
- たくさん意見が出ていても、冷静な判断ができるようにする。
- 有罪側・無罪側両方の、意見と証拠を見聞きしたうえで、平等に判決することが大切。
- 裁判員に選ばれたら、証拠をちゃんとメモして、色々な角度から考えて、判決を下したいと思った。
- 全員の立場を平等に、自分の気持ちだけで裁判をしないようにする。
- 物事を多角的に見て、中立な立場をとること。

- ・両方の考え方を寄り添って、考えることも大切にしつつ、第三者の視点から冷静に判断できるようにしたい。
- ・裁判員裁判をする上で大切なことは、被告人や検察官、弁護人などの意見や証言を聞き、否定せずにあらゆる可能性があるのだと、一度受け入れることだと思った。

## 7 研究の成果○と課題▲

上記の下線部は、本研究で定義した主権者意識「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」の高まりが見られる箇所である。33名のうち26名に一箇所以上、このような記述が見られた。よって、本実践によって、主権者意識は高まったといえる。

○身近な題材を利用することで、生徒の興味関心を高め、自分の考えをもたせることができた。

○異なる意見をもつ生徒間で討論することで、考えの広まり、深まりをもたせることができた。

○裁判という題材から、社会の問題を自分の問題と捉えさせることができ、主権者意識を高めさせることができた。

▲討論では、自分の考えを頑なに変えず、相手を打ち負かそうとする生徒がいたことが、課題として残った。柔軟な考えをさせる問い合わせを用意する必要がある。

▲身近な題材を活用したが、社会科の学習や発表に苦手意識を持つ生徒が、依然としている。社会科が苦手な生徒への個別支援を充実する必要がある。

仮説の検証より、生徒の興味関心が高まる題材を扱うことで、受け身の学習ではなく、自分なりの考えをもつことができ、また、身近な問題を取り上げ、他者に意見を伝えあうことが、主権者意識を高めるための第一歩だと感じた。

現代はポスター、新聞、インターネット、スマートフォン、SNSなど様々なメディアを通して、情報を得ることができる。また、自らの意思を広く世間に訴えることができる。投票をしたり、契約を結んだりできるのは18歳からだが、自分の意志をもち、他者に伝えること、また、他者の意見も受け入れながら物事を判断し、行動していく力は、どの世代でも必要だと感じる。

生徒にとって一番身近な社会である「学校」で、生徒に考えをもたせ、議論する場面を設けていくことが主権者教育を充実させることに繋がると思う。その主権者教育を支えていくのは社会科の学習である。学習指導要領で社会科の目標には「現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者としての資質・能力の基礎を育成することを目指す。」と記載されている。当事者意識をもたせ、社会との繋がりを実感させることが、生徒を「主権者」にしていくのだと、本研究を経て強く感じた。

# 資料編

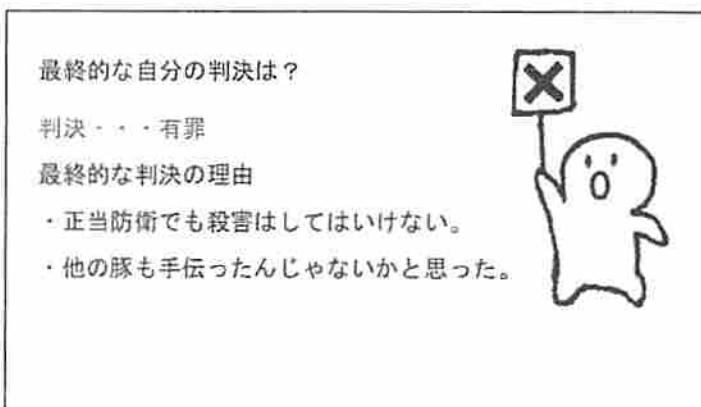
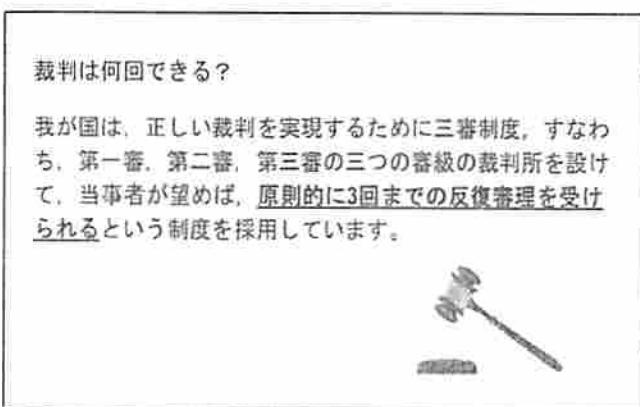
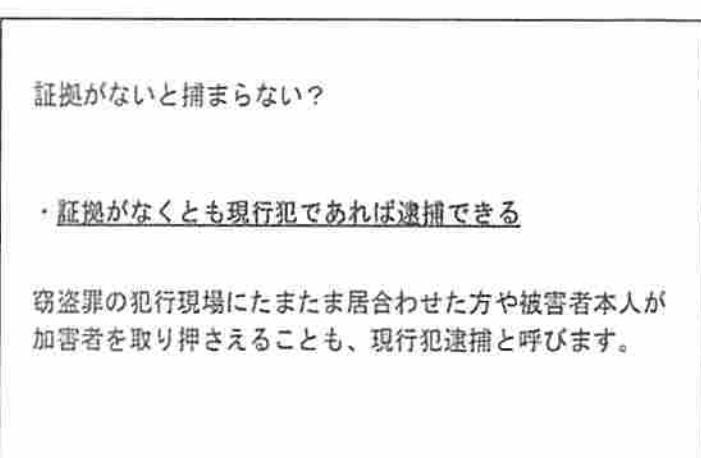
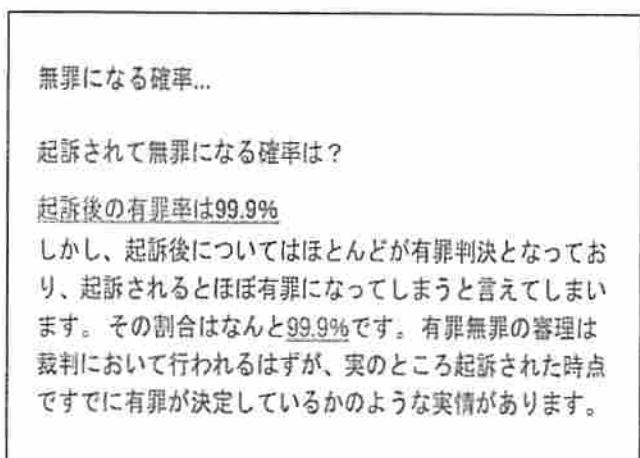
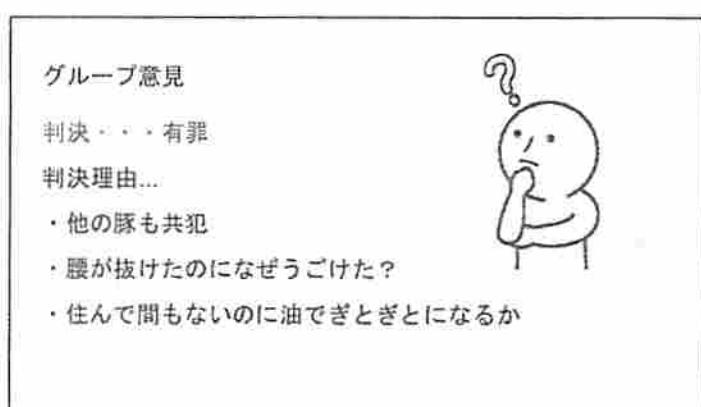
大塚 猛史（オオツカ タケシ）

第4部会・八街市立八街中学校

## 八街中学校の資料

### 模擬裁判後に生徒が作成したスライド①

模擬裁判が終わった後、自らの考えを示すスライド作りを行わせた。討論会や調べ学習の際に得た情報を、形にすることで自らの考えを順序立て、かつ根拠を示す力を養えればと感じた。どの生徒も当事者意識をもち、考えがしっかりと書かれていた。



## 審三匹のこぶた裁判

私が思うこの裁判の判決

まず私はこの裁判は無罪だと思う

その理由はトン三郎の正当防衛が認められる状況にあると思ったからです。



### なぜ正当防衛だと思ったのか

それは以前にトン三郎の兄弟が連続で襲われていること  
そして、リスクが高すぎるかゆえに計画的な犯行と言えないと思ったからだ  
また、狼の家のカレンダーに豚肉パーティーと書かれていて  
トン三郎自らが刺そうとは考えにくいからである



### 正当防衛とは

トン三郎の場合では  
自分が自分自身を守る行動をしないと  
身の危険がありは悲食べられていたのかもしれない  
正当防衛になると私は考えた

#### 正当防衛が成立する要件

- ① 他に不正の侵害があること
- ② 侵害の見込みがあること
- ③ 防衛の必要性があること
- ④ 防衛行為に相当性があること

### 実際の事例

「通りがかりにナイフで襲われた」などといった緊急の状況のとき、加害者に対してやむを得ずした反撃を正当防衛といいます。正当防衛の範囲の中で行われた行為は、たとえそれが犯罪に該当するような行為であったのだとしても罰せられることはあります。

というような状況にあったと考える

### 結論

この事件ではとても偶然が重なっていておかしいと思える部分も多かったが、そのことをトン三郎はしっかり説明できていた不可解な部分もまた残っているが2~6の説明の部分で私は無罪(正当防衛)

だと私は考えた

## 八街北中学校の資料

### 裁判員制度についてのワークシート

この資料は、同じ市内の八街北中学校の実践である。八街北中学校においても、裁判員制度の授業で動画を視聴した。

#### 生徒A

○自分の考えを書こう

人の立場や見方があり、被容人の立場としてあると酷いとも思われるが、判決を下さなければならぬのだと裁判員の立場で考えるのが何より大事。  
もし自分を将来裁判員に選ばれたら、真剣に向き合おうと思ふ。

#### 生徒B

○自分の考えを書こう

裁判員制度がどう見ても見通はやりたくないと思つたり見てからやいやいやだと思つました。  
みんなでしんじてん決めることができるはず。裁判員制度興味もでもないかと思つます。  
自分で選ぶ関係。いい条件だと決めつけられていいのかと思つたり思つたり。

#### 生徒C

○自分の考えを書こう

裁判員は選ばれたが私はやると思う。なぜか中立の立場として生じてしまふか、かゆいのが原因だが、

#### 生徒D

○自分の考えを書こう

裁判員制度がどう見ても見通はやりたくないと思つたり見てからやいやいやだと思つました。  
みんなでしんじてん決めることができるはず。裁判員制度興味もでもないかと思つます。  
自分で選ぶ関係。いい条件だと決めつけられていいのかと思つたり思つたり。

### 裁判員制度に対して、否定的だった生徒の意見

- なぜ裁判員制度を始めたのか、分からなかったけど、様々な感覚・意見・考え方を取り入れるために分かり、色々な視点から見て考える裁判員制度は、とてもいいと思った。
- 裁判員になることは、怖い気持ちがありました。真剣に考えることは自分にとっても、とてもいいことだと思った。

### 裁判員制度に対しての前向きな意見

- 自分たちに関係ない事件だとしても、その後の生活に繋がると考えたらやってみたい。
- もし自分が裁判員だったら、被告人や、その周りの人、国民のことをしっかり考えて、刑罰を決めたい。
- 裁判員に選ばれたら、私はやると思う。なぜなら中立の立場として、一生に一度あるかないかのことだから。

最終的には裁判員になることに対して、とても前向きな考えをもっていた。ワークシートからは当事者意識が、強く感じられた。社会を構成する一員として、非常に頼もしい限りである。

## 八街中央中学校の資料

### 「さるかに合戦裁判」スライド

こちらは、同じ市内の八街中央中学校の実践である。八街中央中学校では、NHK For School の「さるかに合戦裁判」を視聴し、討論会を行った。次のスライドはその討論会で使用された一部である。

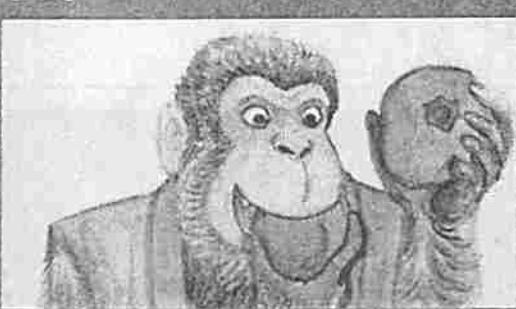
#### さるかに裁判について

まずは今回起きた事件についてまとめます

「自分が取ってやろう」



柿を食べ尽くす→「人でなし！！」



母と娘二人が死亡



検察側

八年間逃走してたよ！

死刑にすべき

おれが死んでしまひ、おれの命にアケリ！  
で償うしかないでしょ！！

弁護側

刑法第199条の にあたります！

死刑にすべきでない

おれの死遇には責任できます  
十分反省し、謝罪しています。  
もっと慎重に行いましょう！



殺人罪が死刑になる場合は？

→ 永山基準

1, 犯罪の罪質

2, 動機

3, 犯行の態様（残虐性）

4, 結果の重大性

5, 遺族の被害感情

6, 社会的影響

7, 犯人の年齢

8, 前科

9, 犯行後の情状

○結果の重大性

=殺害された被害者の数

亡くなつた被害者が1名であれば死刑にならない？

→ 猿の殺人罪は被害者一名では？

- ・毎月5万円を子ガニに仕送り
- ・かなり後悔している。

「更生可能性がないとまではいえない」となると死刑にならない可能性あり

**犯行の計画性  
更生可能性**

この2つの面から考えると、、、  
猿は十分に社会更生の可能性がある

私達はそんな猿の命を奪つ  
ていいのでしょうか？

どんなに凶悪な殺人犯であつ  
ても一人の尊い命です。

あくまでも私の意見ですが、、、

死刑制度はなくてもいいんじゃないか  
と思う。

なら生きて貰ってもら  
うほうがいいかも、、、



この生徒は、猿のことを死刑にすべきではないと考え、スライドを作成した。このスライドに出てくる「永山基準」とは、日本の刑事裁判において死刑適用基準として、裁判で引用されることがある。この生徒は、自らの考えに説得力をもたらせるために、「永山基準」を引用して、自らの考えを説明した。その説明を聞き、考える視点が広がり、意見が変わった生徒も多かった様子である。最後には、死刑制度について考察している。